

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。
その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- (a) 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- (b) IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

（個別項目）

1. 地域社会との連携

地域イベントの参加と協賛：地元のイベントやフェスティバルに積極的に参加し、協賛を行うことで地域社会とのつながりを強化します。

地元食材の使用：地元の農家や生産者と協力し、新鮮な地元食材を積極的に取り入れます。

2. 環境への配慮

エコフレンドリーな運営：リサイクルやゴミの削減、エネルギーの効率的な使用など、環境に配慮した店舗運営を実施します。

持続可能な素材の利用：生分解性の包装材やリサイクル可能な食器の使用を推進します。

3. お客様との信頼関係構築

透明性のある情報提供：メニューに使用される食材やその産地、アレルゲン情報を明確に表示し、消費者の安心と信頼を得ます。

お客様の声を反映：定期的にアンケートを実施し、お客様の意見や要望を反映させることで、より良いサービスを提供します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも 年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費 やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ 「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウ の開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしづか寄せ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フイティ・フイティ）」となるよう分かれています。

○取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に 依頼・交渉します。

○約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024 年 8 月 8 日

合同会社東洋ライフパートナーズ

代表社員 松野巧

企業名

役職・氏名（代表権を有するもの）